

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	入所措置に係る負担能力の認定・費用徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、入所措置に係る負担能力の認定・費用徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	入所措置に係る負担能力の認定・費用徴収事務
②事務の概要	児童福祉法第56条の規定に基づき、児童福祉施設等入所児童に対し青森県が支弁した費用について、児童本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収する事務
③システムの名称	青森県児童相談支援システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童相談支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表項番8の項 ○番号法別表主務省令 第7条第1号、第8号、第9号、第10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の8の項、16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県こども家庭部こどもみらい課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東青地域県民局地域健康福祉部 こども女性相談総室 038-0003 青森市石江字江渡5-1 電話 017-781-9744 中南地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室 036-8356 弘前市下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎3階 電話 0172-36-7474 三八地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室 039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 電話 0178-27-2271 西北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 037-0046 五所川原市栄町10 電話 0173-38-1555 上北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 039-2594 七戸町字蛇坂55-1 電話 0176-60-8086 下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 035-0073 むつ市中央一丁目1-8 電話 0175-23-5982
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	青森県子ども家庭部こどもみらい課 子育て支援グループ 電話 017-734-9302
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	青森県情報セキュリティポリシーや事務処理の手引き等に則り、漏えいを防止するための物理的安全管理措置等を講じ、盗難、紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット等に保管している。また、特定個人情報を廃棄したときは、その記録を保存することとしており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	評価実施機関における担当部署	こどもみらい課長 久保 敏隆	こどもみらい課長 千葉 文明	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	特定個人情報開示・請求・訂正・利用停止請求	こどもみらい課長 千葉 文明	こどもみらい課長 伊藤 正章	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	評価実施機関における担当部署	むつ市中央一丁目1-8 電話0175-23-5982	むつ市中央一丁目3-33 青森県むつ健康福祉庁舎3階 電話0175-23-5975	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	評価実施機関における担当部署	こどもみらい課長 伊藤 正章	課長	事後	定期見直しによる修正
令和1年8月25日	VIリスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和2年3月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 2. 取扱者数の時点	平成27年3月31日時点	令和2年9月20日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月25日	IV リスク対策 8. 監査	内部監査	内部監査、外部監査	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室	東青地域県民局地域健康福祉部 こども女性相談総室	事後	定期見直しによる修正
令和3年9月8日	I 関連情報-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月8日	IV リスク対策 8. 監査	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和6年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一主務省令 第7条第1号、第4号、第5号、第6号	番号法別表第一主務省令 第7条第1号、第8号、第9号、第10号	事後	定期見直しによる修正
令和7年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の項番7の項 番号法別表第一主務省令 第7条第1号、第8号、第9号、第10号	番号法第9条第1項 別表項番7の項 番号法別表主務省令 第7条第1号、第8号、第9号、第10号	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号別表第二の8の項、16の項 番号法別表第二主務省令第7条、第12条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表8の項、16の項	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	青森県健康福祉部こどもみらい課	青森県こども家庭部こどもみらい課	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	青森県健康福祉部こどもみらい課 子育て支援グループ 電話 017-734-9301	青森県こども家庭部こどもみらい課 子育て支援グループ 電話 017-734-9302	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		青森県情報セキュリティポリシーや事務処理の手引き等に則り、漏えいを防止するための物理的安全管理措置等を講じ、盗難、紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット等に保管している。また、特定個人情報を廃棄したときは、その記録を保存することとしており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	5年経過前の評価の再実施